



平成21年5月11日

各 位

会社名 スズデン株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐々木 秀明
(コード番号 7480 東証第一部)
問合せ先 情報企画部長 永田 佳久
T E L 03-5689-8001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第57回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 業務範囲拡大を図るため現行定款第2条(目的)に定める事業目的を変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第8条の株券を発行する旨の規定、第9条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第9条第3項および第11条第1項の実質株主、実質株主名簿ならびに第13条の株券の種類に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第13条(株式取扱規程)に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (4) 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第12条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (5) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

以上

《別紙》

2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条
1. 電気工事材料の販売および輸出入業務	1. (現行どおり)
2. 制御機器の販売および輸出入業務	2. (現行どおり)
3. 電気計器ならびに計装機器の販売および輸出入業務	3. (現行どおり)
4. 自動制御装置の <u>販売、設計</u> ならびに請負工事および輸出入業務	4. 自動制御装置の <u>設計・製造・加工・販売</u> ならびに請負工事および輸出入業務
5. <u>電子機器ならびに電子部品の販売および輸出入業務</u>	5. <u>電子機器の設計・製造・加工・販売ならびに電子部品の販売および電子機器・電子部品の輸出入業務</u>
6. 事務機器の販売および輸出入業務	6. (現行どおり)
7. 空調機器の販売および輸出入業務	7. (現行どおり)
8. 通信機器の販売、輸出入およびリース業務	8. (現行どおり)
9. 情報通信システム機器、情報の処理、情報提供サービスおよびこれらに関連するソフトウェアの開発、販売ならびに貸借	9. (現行どおり)
10. 上記各号の物品の中古品の販売	10. (現行どおり)
11. 特定労働者派遣事業	11. (現行どおり)
12. 電気工事業	12. (現行どおり)
13. 電気通信工事業	13. (現行どおり)
14. 機械器具設置工事業	14. (現行どおり)
15. 産業廃棄物の収集および運搬業務	15. (現行どおり)
16. 不動産の売買、交換、貸借これらの仲介、所有、管理および利用	16. (現行どおり)
17. 上記に附帯する一切の業務	17. (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(株券の発行)	(削除)
<u>第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	

現行定款	変更定款案
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>③ 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (以下省略) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略) (株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>第49条 (新設)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 (現行どおり) (削除)</p> <p>② 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり) (単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり) (株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>第48条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</p>